専門家派遣事業

目的

本事業は、公益財団法人高知県産業振興センター(以下「センター」という。)が、経営の向上を図ろうとする中小企業者等の課題に応じ、専門的な指導・助言を行う者(以下「専門家」という。)を派遣し、適切な助言を行うことにより、中小企業者等の発展及び成長を促進することを目的とします。

対象企業等

県内に本社若しくは主たる事業所を有する中小企業者等であって、反社会的勢力に関わる企業・個人でない者。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第 1項に規定する中小企業者である者をいう。
- (2) 「中小企業者等」とは、前号に定める中小企業者の他に、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律 第51号)に規定する小規模事業者、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する農業協同組合、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に規定する漁業協同組合及び森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び個人とする。

専門家派遣の対象となる内容

(1)経営分野

事業戦略、財務、労務管理、人材育成、製品開発、販路開拓、販売促進、海外進出、自社HP改良 など

(2)技術分野

生産管理、生産性向上、現場改善、原価管理、ISO認証取得、脱炭素 など

(3)知的財産分野

特許、商標 など

(4) 事業戦略策定

事業戦略策定にかかる派遣はセンターが委嘱する専門家に限る

派遣の回数

1企業あたり1事業年度に利用できる回数は3回までとします。ただし、事業戦略策 定に関する派遣については、1企業につき5回までとします。

派遣の時間

専門家派遣における1回(日)あたりの派遣時間は原則3時間以上を目安とします。この場合、専門家の派遣場所までの移動時間は含まないものとします。

謝金等の額

- (1) 県内専門家 謝金 30,000円以内/回
- (2) 県外専門家 謝金 50,000円以内/回

ただし、事業戦略策定に関する派遣については以下の通りとなります。

- 実働時間 4 時間以上
- (税込)50,000円/日
- ・実働時間1時間以上4時間未満 (税込)25,000円/日 (複数企業への派遣を実施する場合は、総実働時間により算出します)

また、旅費については、センターの規定に基づき支給します。

申込方法

当事業を申請する場合は、あらかじめ電話等にて事前にお問い合わせください。その後、必要書類をご提出いただき、専門家派遣の可否を決定します。なお、申請内容が妥当でない場合、または予算状況等により派遣は実施できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

提出書類

専門家派遣を希望する中小企業等は、原則として派遣実施 21 日前までに、専門家派遣申請書(様式第1号)を提出するものとします。採択の可否については申請後7日以内に申請者に通知します。また、専門家派遣が終了する毎に、専門家は、派遣実施後10 日以内に速やかに専門家派遣実施報告書(様式第6号)を提出するものとします

まずは必須確認事項をご確認のうえ、 事前相談フォームを入力<u>してください。</u>

必須確認事項

事前相談フォーム

申請フォーム

- ■専門家派遣実施要領
- ■専門家派遣変更申請書
- ■専門家派遣中止申請書
- ■専門家派遣実施報告書